

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3377号及び第3378号)

令和8年7月23日

横情審答申第3377号及び第3378号

令和8年7月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年8月12日教学食第1429号及び第1430号による次の諮問について、別紙のとおり答
申します。

「給食物資検収簿（令和6年3月14, 15日分）」及び「給食物資検収簿（令
和6年6月21, 24, 25日分）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「給食物資検収簿（令和6年3月14,15日分）」及び「給食物資検収簿（令和6年6月21,24,25日分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年5月9日付及び同月22日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

不開示とした納品業者名及び製造業者名は、給食調理製造事業者（以下「調理業者」という。）が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であることに加え、各調理業者がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に係る情報である。開示することにより、他の事業者が取引先法人と取引し、調理業者が取引できなくなってしまう等の競争上不利益が生じるおそれがあり、調理業者の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、不開示とした。

(2) A調理業者の給食物資検収簿の特定について

審査請求人は、製造年月日が記録されたA調理業者の給食物資検収簿の開示を求めているが、特定すべき給食物資検収簿は全て特定しており、他に文書として存在しない。よって、他に特定すべき文書はない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示範囲の一部取消しと製造年月日が記録されたA調理業者の給食物資検収簿の開示を求める。
- (2) 食材費は給食を利用する保護者が負担している。納品・製造事業者を不開示とする理由として、開示することにより事業者の企業活動が損なわれるとあるが、開示すると利益を得る活動が損なわれるということか。給食費で賄う範囲には事業者の利益は含まれないので開示を求める。
- (3) 先行する小学校給食では給食食材の納品事業者は公開されているが、後からできた中学校給食では事業者に不利益が生じるからと不開示になっている。小学校給食では公開されているものが、なぜ中学校給食では不開示としているのか。なぜこのような制度設計にしたのか、同じ保護者負担なのにこの違いについては説明がない。
- (4) 「横浜市立中学校給食衛生管理基準」（以下「管理基準」という。）では製造年月日を記録することになっているので、記録されている給食物資検収簿の開示を求める。製造年月日の記載がないならば、他の文書で製造年月日が確認できるものの開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 中学校給食物資の検収について

横浜市の中学校給食は、調理・配送業務及び物資調達業務を同一の民間事業者に委託している。

調理業者は、管理基準に基づき、検収責任者が給食物資の納入の際に点検を行い「給食物資検収簿」に記録をしている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、調理業者が管理基準に基づき作成した給食物資検収簿であり、食材の品名、発注量、納品量、納品日、納品時刻、納品業者名、製造業者名、生産地等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち検収責任者のサインを条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示とし、納品業者名及び製造業者名を同項第3号アに該当するとして不開示としている。このうち、審査請求人は納品業者名及び製造業者名の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・で

あって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 納品業者名及び製造業者名は、これらを開示すると、各調理業者が独自に選定した食材の納品業者及び製造業者が特定されることにより各調理業者が競争上の不利益を被り、事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

(4) 文書の特定等について

ア 審査請求人は、製造年月日が記録されたA調理業者の給食物資検収簿があるはずだと主張し、また、小学校給食では公開されている納品業者が中学校給食では不開示となっていると疑問を呈しているため、実施機関に確認したところ以下のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求の対象となる月日の給食物資検収簿は全て特定しており、これ以外に当該事業者の製造年月日が記録されている文書は存在しない。給食物資検収簿の製造年月日の記載については、食品の検収をする際に品質等を確認する事項であるので、他のチェック項目から確認ができている場合は、必ずしも記載が必要な項目ではない。管理基準では、食品物資検収簿の他に食材の検収時に製造年月日を記録する文書の定めはなく、給食食材の検収について管理基準以外に定めているものはない。

(イ) 中学校給食の給食物資調達、市内のエリアを分割し、それぞれ調理・製造を行っている民間事業者が受託している。契約の仕様等で当該事業者の取引先となる納品業者や製造業者の公開を求めているものはない。一方で、小学校給食の給食物資調達は、横浜市立小学校全校分を横浜市の出資法人である特定公益財団法人が受託しており、当該法人自らが納品業者を公表している。また、当該法人は、中学校給食の民間事業者とは異なり、小学校全校分を受託していることから、一定の地位が確保されている状態であるといえる。

イ 当審査会で管理基準を確認したところ、食品の検収は、検収責任者が食品の納入に立ち会い、品名、数量、納品時刻、納入業者名、製造業者名、生産地、品質、鮮度、異臭の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日、異物混入の有無等について、毎日点検を行い記録することとされ、調理事業者が作成するものの一つとして、給食物資検収簿の様式が定められていることが認められる。管理基準には検

収時に給食物資検収簿以外に製造年月日等を記載する様式はなく、給食物資検収簿に記載がないことをもって他の文書の存在を推認させる事情も認められない。

また、調理業者の契約の仕様を確認したところ、調理業者に対して当該事業者の納品業者及び製造業者を公表することを求める規定はなかったことから、公表するかどうかは民間事業者の裁量であるといえる。

よって、上記アの実施機関の主張は不自然・不合理であるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 8 月 12 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 9 月 25 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 9 月 26 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 8 年 5 月 26 日 (第23回第五部会)	・審議
令和 8 年 6 月 23 日 (第24回第五部会)	・審議